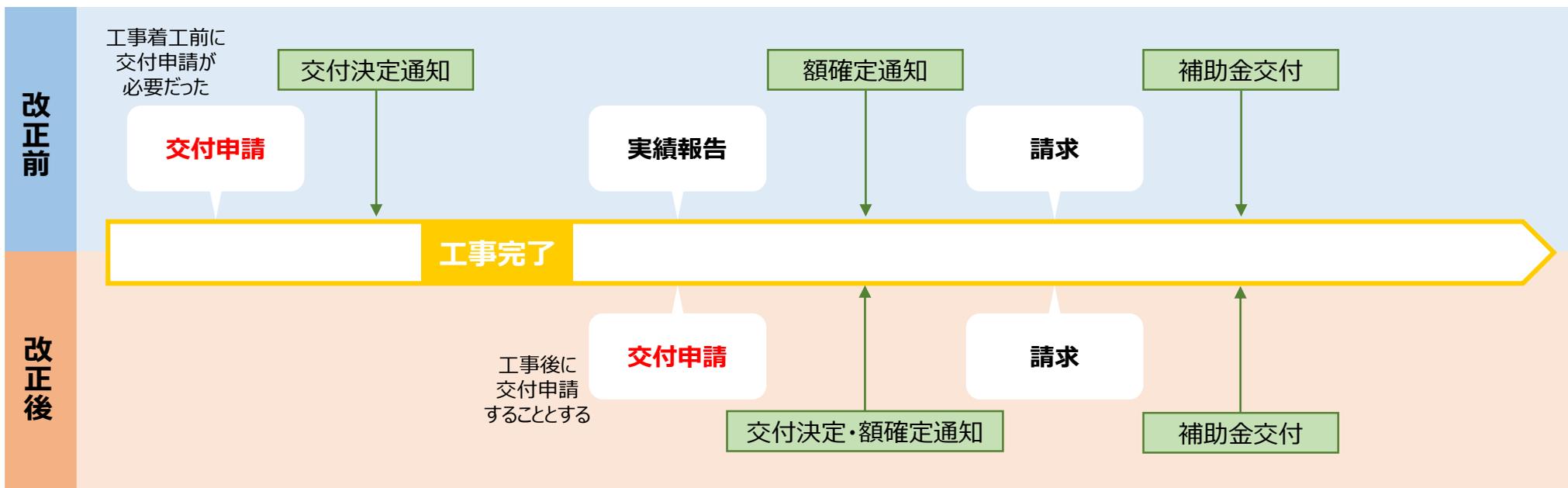


補助制度の主な変更点

変更点1 手続きの流れ（交付申請のタイミング）が変更となりました！～事前申請から事後申請に～

これまで、設備の設置工事着工前に交付申請、設備設置完了後に実績報告、請求書の提出をしていただいていたのですが、設備設置完了後に交付申請をしていただく方法に変更となりました。

手続きの大まかな流れの変更イメージは以下のとおりです。



※ 改正後も改正前と同様に、先着順での受付となります。

※ 申請方法など、詳細については岸和田市地球温暖化対策設備導入補助事業募集要領をご確認ください。

変更点2 補助対象設備のうち、太陽光発電機器の要件について一部変更となりました！

これまで、太陽光発電機器の要件のひとつとして、住宅等に設置する場合「太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10キロワット未満（増設時は既設分を含む。）であること」とありましたが、「太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10キロワット未満（増設時は既設分を含む。）であること」に変更となりました。

一般的に、太陽光発電は、出力10キロワットを基準に、10キロワット未満は住宅用、10キロワット以上は産業用と分けられます。



変更点3 補助対象設備が損傷・滅失した場合、処分する場合の規定が変更となりました！

補助対象設備は、機器それぞれの耐用期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定される各機器の耐用年数）内は、善良なる管理者の注意をもって管理し、設置した住宅や集会施設での消費電力に充てなければなりません。また、補助金の交付の目的に反して使用する、譲渡する、交換する、貸付する、担保に供するなど、「処分」をしてはいけません。

何らかの事由により、補助対象設備が損傷又は滅失した場合、処分する場合は、「損傷等承認申請」が必要となりました。また、申請事由がやむを得ない事由と認められた場合、改めて補助対象設備を設置する際に、再度の補助金交付対象となります（変更点4を参照）。

損傷等承認申請が必要となる場合

【1】

耐用期間が過ぎるまでの間に、何らかの事由により、補助対象設備が**損傷又は滅失した**とき。

※ **事後申請**

【2】

耐用期間が過ぎるまでの間に、何らかの事由により、補助対象設備を**処分しようとする**とき。

※ **事前申請**

※ 処分せざるを得なくなった場合は、まずはご相談ください。

審査の結果、申請事由が、天災地変等やむを得ない事由であると認められた場合は、補助対象設備の設置期間（変更点4を参照。）を過ぎていなくても、改めて補助対象設備を設置する場合に、再度の補助金交付の対象となります。

また、審査の結果によっては、交付を受けた補助金の一部又は全部を返還しなければならない可能性があります。

変更点4 一定の要件を満たせば、補助金の再交付が可能となりました！

設備導入についての補助金の交付は、補助対象設備に対し、一律50,000円です。複数の補助対象設備を設置しても、補助金額は50,000円です（交付の対象となるのはひとつの補助対象設備のみです）。

ただし、次の場合は、再度の補助金交付対象となります。

【1】

これまでに補助金の交付を受けたことのある補助対象設備の設置期間が、次の設置期間を超えている場合であって、改めて補助対象設備を設置した場合。

補助対象設備	設置期間
太陽光発電機器 + 定置用リチウムイオン蓄電池	17年
太陽光発電機器 + HEMS	17年
燃料電池コージェネレーション機器	6年

処分に係る制限期間は、従前どおり**機器ごと**に下記の期間を定めています。

太陽光発電機器……………17年
定置用リチウムイオン蓄電池……………6年
HEMS……………5年
燃料電池コージェネレーション機器…6年

※ 旧岸和田市太陽光発電システム導入補助金又は旧岸和田市再生可能エネルギー等導入補助金を受けて設置した設備については17年を超えている場合。

【2】

【1】に該当しない場合であっても、損傷等承認申請がやむを得ない事由と認められた場合（変更点3を参照。）であって、改めて補助対象設備を設置した場合。

補助金交付のパターン例

	事例	交付の可否
1	「太陽光発電機器」と「蓄電池」を設置。	○
2	「太陽光発電機器」のみを設置。	×
3	「太陽光発電機器」と「燃料電池」を設置。	△ 「燃料電池」のみについて交付可能。
4	「太陽光発電機器」と「蓄電池」と「HEMS」を設置。	△ 「『太陽光パネル』と『蓄電池』」又は「『太陽光パネル』と『HEMS』」のどちらかに対して交付可能。
5	「太陽光発電機器」と「蓄電池」と「燃料電池」を設置。	△ 「『太陽光パネル』と『蓄電池』」又は「燃料電池」のどちらかに対して交付可能。
6	(既設の太陽光発電機器があり、)「蓄電池」のみを設置。	×
7	以前、補助金の交付を受けて「燃料電池」を設置した。設置期間の6年を超える前に改めて「燃料電池」を設置。	×
8	以前、補助金の交付を受けて「燃料電池」を設置した。設置期間の6年を超え、改めて「燃料電池」を設置。	○
9	以前、補助金の交付を受けて「太陽光発電機器」と「HEMS」を設置。設置期間の17年を超える前に台風により「太陽光発電機器」が破損し、損傷等承認申請を行い、やむを得ない事由として認められたため、改めて「太陽光発電機器」と「蓄電池」を設置。	○

これらは例ですので、ご不明な点等があれば、お問い合わせください。

申請される場合は、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付要綱及び岸和田市地球温暖化対策設備導入補助事業募集要領をご確認ください。

問い合わせ先

岸和田市市民環境部環境保全課環境政策担当

所在地 岸和田市土生町2丁目4番30号

電話番号 072-423-9463

FAX番号 072-436-0418

メール kankyo@city.kishiwada.osaka.jp